

一般社団法人 長野県言語聴覚士会 細則

1. 年会費

- (1) 正会員 5,000 円とする。
- (2) 正会員で 4 月から 9 月の間に入会したものは全額納入し 10 月以降入会したものは半額納入する。
- (3) 賛助会員は個人 3,000 円、団体一口 10,000 円を一口以上とし、毎年更新することとする。
- (4) 災害等により、会費を納入することが困難である場合、会員は年会費免除申請書を提出することができる。会員から申し出があった場合、理事会にて協議の上その可否を決定し通知するものとする。

2. 旅費

- (1) 会務の遂行に必要な出張には旅費（交通費・宿泊費・日当）を支給する。
（理事会、部会、委員会、研究会、会主催事業、会を代表して出席もしくは報告する会議・式典・学会等。ただし、リモート会議は準出張扱いとし、日当のみ支給する）。
- (2) 交通費・宿泊費の支給額は実費のみとする。ただし、自家用車の場合、1km20 円に算定する。
尚、高速道路使用の場合は高速料金も（ETC 利用含め）実費分を支給する。
- (3) 日当の支給額は昼食代の実費相当とし、昼食を挟んで午前・午後にまたがる終日日程の場合のみ、一日当たり 1,000 円を支給する。
- (4) 旅費の支給対象および支給額についての判断は理事会が行う。
- (5) 旅費の清算は会計年度末に一括して行う。

3. 通信費・印刷費等

- (1) 会員は、会務の遂行に要した通信費・印刷等を請求することができる。
- (2) 支給対象および支給額についての判断は理事会が行う。

4. 慶弔費

- (1) 士会運営に直接関連する慶事、弔事に関する支出は、次の通りとする。
 - 1 祝電 関連団体および関係者の慶事
 - 2 弔電 会員の死亡
関係者の死亡
 - 3 香典 会員、賛助会員の死亡について 5000 円とする。
 - 4 前項に該当しないものについては会長の裁量とする。

5. 謝金

- (1) 会報・ニュースレターなどに対して外部（県外の言語聴覚士や他団体など）に原稿執筆を依頼した場合は、原稿（日本語 400 字）1 枚当たり 1,500 円を目安に、謝金を支払う。原稿枚数の端数は切り上げる。
- (2) 講演・講義、実習・実技指導を依頼した場合は、別表の長野県言語聴覚士会 講師報酬支払基準に則り対応をする。
- (3) その他の事項についての判断は理事会で行う。

6. 休会

- (1) 会則に定めるとおり、休会しようとする者は、所定の申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 休会は、年度単位とする。休会開始日の如何に関わらず、その終期は当該年度の3月31日とする。
- (3) 期間終了後は自動的に復会となる。休会継続を希望する場合は、年度末までに再度申請しなければならない。
- (4) 休会者が会報・ニュースレターを希望する場合は、年間1,000円を納入する。

7. 本稿の改廃は総会の承認を得なければならない。

8. 本則は平成12年5月27日より施行する。

平成16年4月24日一部改正

平成21年4月26日一部改正 (2.旅費(1)(2)について、4.慶弔費(1)祝電について)

平成22年4月18日一部改正 (5.休会者への郵送費を追加)

平成26年4月20日一部改正

平成27年4月26日一部改正 (2.旅費(1)について)

平成29年5月28日一部改正 (1.年会費について)

令和2年5月24日一部改正 (1.年会費について)

令和3年5月23日一部改正 (1.年会費(1)について、令和3年度に限る)

令和4年5月22日一部改正 (2.旅費(1)(2)(3)について、5.謝金を追加)

令和5年5月28日一部改正 (6.休会(4)を削り、(5)を(4)とする)

令和6年4月1日 法人化により一般社団法人長野県言語聴覚士 細則と名称変更